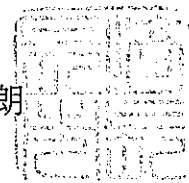


長崎市ゼロカーボンシティ推進事業費補助金交付要綱を次のように定める。

令和5年9月14日

長崎市長 鈴木史朗



長崎市ゼロカーボンシティ推進事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、長崎市地球温暖化対策実行計画に定める2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロのまちの実現を目的としたゼロカーボンシティ長崎の実現に資するため、本市における温室効果ガスの排出量削減に資する設備を導入する者に対し、予算の範囲内において、長崎市ゼロカーボンシティ推進事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、長崎市補助金等交付規則（昭和63年長崎市規則第21号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 太陽光発電設備 太陽光エネルギーを直接電気に変換する機器及び当該変換された電気を住宅に供給するために必要な機器により構成される設備をいう。
- (2) 蓄電池 太陽光発電設備等で発電された電気を充放電し、その電気

を住宅へ供給することが可能である機器をいう。

- (3) 電気自動車 電気のみを動力源とし、内燃機関を併用しない四輪以上の自動車で、当該自動車に係る自動車検査証において燃料の種類が「電気」と記載されているものをいう。

(太陽光発電設備及び蓄電池の補助対象者)

第3条 太陽光発電設備及び蓄電池の補助対象者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 本市に住所を有する者（第9条の規定による実績報告書を提出する日までに本市に住所を有することとなる者及び単身赴任等の事由により本市以外に住所を有する者（生計を一にする者が本市に住所を有する場合に限る。）を含む。）であること。
- (2) 本市にある住宅の所有者であって、自ら居住又は居住予定の戸建住宅（単身赴任等により自ら居住していないものの生計を一にするものが太陽光発電設備又は蓄電池の設置場所に居住する場合も含む。）の敷地内に、太陽光発電設備又は蓄電池を新たに設置（新築時の設置を含む。）する者であること。

(電気自動車の補助対象者)

第4条 電気自動車の補助対象者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 本市に住所を有する者であること。
- (2) 自動車検査証において、電気自動車の所有者として記載されていること。

(補助対象事業等)

第5条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）、補助対象経費及び補助額は、別表のとおりとする。

(交付の申請)

第6条 規則第22条の規定により、補助金の交付の申請は、規則第3条第1項の補助金等交付申請書に代えて、長崎市ゼロカーボンシティ推進事業費補助金交付申請書(第1号様式)を用いるものとする。

2 規則第3条第1項の期日は、補助対象事業を行う年度(以下「補助対象年度」という。)の3月末日とする。

3 規則第3条第1項第1号の事業計画書は、長崎市ゼロカーボンシティ推進事業計画書(第2号様式)とする。

4 規則第3条第1項第5号の市長が必要があると認める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 暴力団等の排除に関する誓約書(第3号様式)

(2) 太陽光発電設備、蓄電池又は電気自動車(以下「補助対象設備」という。)の導入に要する費用の見積書、内訳書等の補助対象経費が確認できるもの

(3) 補助対象設備の機能を詳細に確認できるもの

5 規則第3条第2項の規定により、同条第1項第2号から第4号の2の書類の添付は、省略させるものとする。

6 補助金の申請については、同一の補助対象設備において1回限りとする。

(交付及び不交付の決定)

第7条 規則第22条の規定により、補助金の交付の決定の通知は、規則第6条第1項の補助金等交付決定通知書に代えて、補助金交付決定通知書(第4号様式)を用いるものとする。

2 規則第6条第2項に規定する補助金を交付することが不相当と認めたときの通知は、補助金不交付決定通知書(第5号様式)によるものとする。

る。

(軽微な変更の範囲)

第8条 規則第5条第1項第1号の市長が認める軽微な変更は、次に掲げる条件を全て満たすものとする。

- (1) 補助金の目的の達成及び既に交付の決定を受けた事業計画に基づく補助対象事業の遂行に支障のない範囲の変更であること。
- (2) 補助金の額に影響を及ぼさないものであること。

(申請の取下げ)

第9条 規則第7条第1項の別に定める期日は、前条第1項の規定による通知を受けた日(以下「交付決定日」という。)から10日を経過した日とする。

(実績報告)

第10条 規則第12条に規定する別に定める期日は、補助対象事業の完了した日から起算して30日を経過した日又は補助対象年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日とする。

2 規則第12条第1号の収支計算書は、長崎市ゼロカーボンシティ推進事業収支計算書(第6号様式)とする。

3 規則第12条第2号の市長が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 補助対象設備導入後の全容が確認できる写真
- (2) 領収書(領収書がない場合は、補助対象者が補助対象設備に係る経費を支払ったことが証明できるもの)の写し
- (3) 太陽光発電設備及び蓄電池の導入にあっては、工事請負契約書又は売買契約書及び保証書(保証書がない場合は、これに代わる書類で新品であることが証明できるもの)の写し

(4) 電気自動車の導入にあっては、契約書及び自動車検査証（使用の本拠地が市内であり、交付決定日以降に初度登録されたものに限る。）の写し。

（財産の処分の制限）

第11条 規則第19条ただし書の市長が別に定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「省令」という。）で定める耐用年数とする。

2 規則第19条第2号又は第3号に掲げる別に定めるものは、省令に定められた資産とする。

（委任）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、告示の日から施行する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに補助金の交付の決定を受けた者に係るこの要綱の規定については、同日以降もなおその効力を有する。

別表（第5条関係）

区分	補助対象事業	補助対象経費	補助額
太陽光発電設備	<p>次に掲げる要件を全て満たすものとする。</p> <p>(1) 交付決定日以降に契約したものであること。</p> <p>(2) 戸建住宅の敷地内で使用されるもの（店舗等併用住宅の場合は、専ら店舗等の用に供されるものを除く。）であること。</p> <p>(3) 発電した電力の全量を電力会社に売電していないこと。</p> <p>(4) 設置された太陽光発電設備は、新品（未使用品）であること。</p> <p>(5) 設置された太陽光発電設備は、定格出力が1kW以上10kW未満のものであること。</p> <p>(6) 設置された太陽光発電設備は、補助対象者が自ら保有するものであること。</p>	太陽光発電設備の購入及び設置等の工事に係る費用（消費税及び地方消費税を除く。）とする。	1kW当たり2万円を乗じて得た額と補助対象経費（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を比較して、いずれか少ない方の額とし、10万円を上限とする。
蓄電池	<p>次に掲げる要件を全て満たすものとする。</p> <p>(1) 交付決定日以降に契約したものであること。</p> <p>(2) 戸建住宅の敷地内で使用されるもの（店舗等併用住宅の場合は、専ら店舗等の用に供されるものを除く。）であること。</p> <p>(3) 設置された蓄電池は、新品（未使用品）であること。</p> <p>(4) 設置された蓄電池は、1kWh以上のもので、定置用のものであること。</p> <p>(5) 設置された蓄電池は、補助対象者が自ら保有するものであること。</p>	蓄電池の購入及び設置等の工事に係る費用（消費税及び地方消費税を除く。）とする。	1kWh当たり3万円を乗じて得た額と補助対象経費（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を比較して、いずれか少ない方の額とし、15万円を上限とする。
電気自動車	<p>次に掲げる要件を全て満たすものとする。</p> <p>(1) 自動車検査証の自家用・事業用別の欄が「自家用」であ</p>	車両本体の購入に係る経費（消費税及び地方消費税を除く。）とす	軽自動車1台につき10万円、普通自動車1台につき2

	<p>り、初度登録年月が補助対象年度内であること。</p> <p>(2) 補助対象者自らが、新車として新たに購入したものであること。</p> <p>(3) 自動車検査証における使用の本拠の位置が、本市内の住所であること。</p>	る。	0万円とする。
--	--	----	---------

長崎市ゼロカーボンシティ推進事業費補助金交付申請書

年 月 日

（あて先）長崎市長

住所

氏名



電話番号

長崎市ゼロカーボンシティ推進事業費補助金交付要綱第6条第1項の規定により次のとおり申請します。

なお、補助金の交付要件を審査するため、市長が必要な住民基本台帳情報の確認、市税滞納の調査を行うことについて同意します。

補助事業の名称	
設備の設置箇所	
設備の区分	<input type="checkbox"/> 太陽光発電設備 <input type="checkbox"/> 蓄電池 <input type="checkbox"/> 電気自動車（軽・普通）
設備の導入完了（予定）日	
経費所要額	
補助申請額	
添付書類	

長崎市ゼロカーボンシティ推進事業計画書

年 月 日

（あて先）長崎市長

住所

氏名



電話番号

1 事業計画

事業実施期間	
計画内容	<input type="checkbox"/> 太陽光発電設備 メーカー： 太陽電池の公称最大出力と使用枚数：
	<input type="checkbox"/> 蓄電池 メーカー： パッケージ型番： 蓄電容量：
	<input type="checkbox"/> 電気自動車（軽） メーカー： 車 名：
	<input type="checkbox"/> 電気自動車（普通） メーカー： 車 名：

暴力団等の排除に関する誓約書

年 月 日

（あて先）長崎市長

私は、 年度長崎市ゼロカーボンシティ推進事業費補助金交付申請を行うに当たり、次の事項について誓約します。

この誓約事項に反した場合、補助金等の交付の決定の取消し及び返還に異議なく応じます。

また、市が必要な場合には、長崎県警察本部に照会することについて承諾します。

1 私は、次の(1)から(3)までのいずれにも該当するものではありません

- (1) 暴力団（長崎市暴力団排除条例（平成24年長崎市条例第59号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）
- (2) 暴力団員（同条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。）
- (3) 暴力団関係者（同条例第12条に規定する暴力団関係者をいう。）

2 私は、補助対象事業を行うに当たり、1の(1)から(3)までに掲げる者（以下「暴力団等」という。）と契約を締結しません。

氏 名	フリガナ	生年月日	住 所

補助金交付決定通知書

年 第 月 号
日

住所

氏名

様

長崎市長

印

年 月 日付けで申請のあった補助金の交付については、次のとおり決定したので、長崎市ゼロカーボンシティ推進事業費補助金交付要綱第7条第1項の規定により通知します。

交付決定金額	円
設備の設置箇所	
設備の設置区分	<input type="checkbox"/> 太陽光発電設備 <input type="checkbox"/> 蓄電池 <input type="checkbox"/> 電気自動車（軽・普通）
設備の設置完了（予定）日	年 月 日
交付条件	

補助金不交付決定通知書

年 第 月 号 日

住所

氏名

様

長崎市長

印

年 月 日付けで申請のあった補助金の交付については、次のとおり決定したので、長崎市ゼロカーボンシティ推進事業費補助金交付要綱第7条第2項の規定により通知します。

不 交 付 の 理 由	
-------------	--

長崎市ゼロカーボンシティ推進事業収支計算書

年 月 日

(あて先) 長崎市長

住所

氏名

電話番号

1 収入の部

(単位:円)

区 分	決算額	備 考
① 補助金		
② 自己資金		
③ その他		
合 計		

2 支出の部

(単位:円)

区 分	決算額	備 考
合 計		